

豊田市成年後見制度における市長の審判請求手続等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な痴呆性高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「痴呆性高齢者等」という。）の福祉の増進を図るため、豊田市長（以下「市長」という。）が、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度における審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合における手続等を定めることを目的とする。

(市長の審判請求)

第2条 この要綱により市長が行う審判請求は、市内に住民登録を有する者又は法令等により豊田市が援護の実施者である者の内、次に掲げるものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定に基づき市長が行う痴呆性高齢者に関する審判請求
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3の規定に基づき市長が行う知的障害者に関する審判請求
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき市長が行う精神障害者に関する審判請求

(審判請求の要件判定)

第3条 市長は、審判請求を行うに当たっては、痴呆性高齢者等の次に掲げる事項について総合的に考察して行うものとする。

- (1) 事理を弁識する能力の状況
- (2) 生活状況及び健康状況
- (3) 配偶者及び4親等内の親族（以下「配偶者等」という。）の存否、当該配偶者等による本人保護の可能性及び当該配偶者等の審判の請求を行う意思の有無
- (4) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による痴呆性高齢者等に対する支援策の効果の状況

(審判請求に要する費用の負担)

第4条 市長は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により裁判前の手続及び裁判の告知の費用を負担する。

2 市長は、前項の規定により市が負担した費用について、市以外の者が当該費用を負担すべき特別の事情があると認めるときは、非訟事件手続法第28条の規定による家庭裁判所の命令を得るために、当該命令に関する申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

3 市長は、前項の命令が家庭裁判所から市以外の者になされた場合には、その者に

対して当該費用を求償するものとする。

(請求の手続)

第5条 審判請求に係る申立書類の様式、予納すべき費用の額並びにその他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年7月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。